

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院新病棟建設運営支援
業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、一部事務組合下北医療センターむつ総合病院新病棟建設運営支援業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、プロポーザルの実施方法のほか、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院新病棟建設運営支援業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年2月28日（火）まで

3 予算額

41,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。令和3年度の限度額を18,500,000円とし、令和4年度の限度額を22,500,000円とする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

支払いに関して疑義が生じた場合には、双方が誠意を持って協議のうえ定める。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 日程

(1) 公告

令和3年7月19日（月）

(2) 質疑提出期限

令和3年7月27日（火）午後5時まで

(3) 質疑回答期限

令和3年8月2日（月）まで随時

(4) 参加申込受付期間

令和3年7月19日（月）から令和3年8月6日（金）まで
ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(5) 企画提案書等提出期間

令和3年8月6日（金）から令和3年8月20日（金）まで
ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(6) プレゼンテーション・ヒアリング審査

令和3年8月25日（水）（予定）

(7) プロポーザル審査結果通知書の送付

令和3年8月27日（金）（予定）

6 参加資格

- (1) 令和2・3年度の一部事務組合下北医療センター指名競争入札参加資格を有している者（契約締結までの間に資格を有している事が見込まれる者を含む。）で、建設コンサルタント等業務の業種登録事業者であること。
- (2) 一部事務組合下北医療センター指名競争入札参加者指名停止要綱による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。
- (6) 国税及び地方税について滞納がないこと。
- (7) 公益社団法人日本医療経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの有資格者を総括責任者又は主任担当者へ配置できること。

(8) 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの期間に病床数200床以上の医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院において、整備に関する「運営計画策定支援業務」、「医療機器等整備計画策定支援業務」を元請として、それぞれ一度は受託し完遂した実績を有すること。

この場合、上記業務を一括して受託した場合は、各業務項目毎にカウントして差しつかえないこと。

(9) 医療機器製造業および医療機器販売業の許可を受けた者でないこと。また、それらと以下のような関連がないこと。

ア 資本面(一方の事業者が他方の事業者の発行済株式総数の50%以上の株式を有するか、出資総額の50%を超える出資をしていないこと。)

イ 人事面(一方の事業者の代表権を有する役員が他方の事業者の代表権を有する役員を兼ねていること。)

7 質疑

質疑がある場合は、次の手順により提出すること。

(1) 提出方法

質疑書(様式第2号)により、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 提出期限

令和3年7月27日(火)午後5時まで

(3) 提出先

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院事務局 病院施設整備室

FAX: 0175-22-4439

電子メール: soumu@hospital-mutsu.or.jp

(4) 回答方法

質疑に対する回答は、令和3年8月2日(月)まで随時、当院ホームページに掲載する。

(5) その他

提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は一切受付しない。

また、本プロポーザルに関連性のない質疑については一切受付しない。

8 参加申込手続

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 会社概要（様式第3号）
- ウ 業務実績調書（様式第4号）
- エ 総括責任者の資格・業務実績調書（様式5号）
- オ 誓約書（様式第6号）

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

※郵送の場合は8月6日（金）必着とする。

(3) 提出期間

令和3年7月19日（月）から令和3年8月6日（金）まで

ただし、土曜日曜及び祝日を除く。受付時間は午前9時から午後5時まで

(4) 提出先

〒035-8601

青森県むつ市小川町一丁目2番8号

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院事務局 病院施設整備室

9 参加資格の審査・審査結果の通知

この実施要領に定める資格基準に基づき審査し、当該審査結果を申込み全者に参加資格審査結果通知書（様式第7号）により通知する。

なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

10 企画提案書等の提出

参加資格を有するものは、次の要領により企画提案書を提出すること。

(1) 企画提案課題

ア 提案課題1

本業務における基本的な考え方や業務の進め方、スケジュールについて記載すること。

イ 提案課題2

医療機能および設計・建築と連携した運営計画策定について、考え方や検討手法を記載すること。

ウ 提案課題3

医療機器・什器・備品を確実にかつ効率的に整備するための考え方や手法等を記載すること。

(2) 提出書類の様式等の入手方法

企画提案に係る様式は、当院ホームページからダウンロードすること。

(3) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式第8号）

※押印は正本1部のみとし、副本には押印不要（正本の写し可）

イ 企画提案書（様式第9号参考様式）

※様式第9号参考様式については任意の様式・文量で作成しても構わないが、企画提案課題1項目につき日本産業規格A4版3ページ（又はA3版片面折込み可）を限度とし、プレゼンテーションの持ち時間等を考慮して作成すること。

ウ 業務実施（処理）体制図（任意様式）

エ 参考見積書（様式第10号）

オ CD-R

※上記ア～エはホチキス等で一綴りにすること。

(4) 提出部数及び提出方法

12部（押印のある正本1部、副本11部）を、持参又は郵送（書留郵便に限る）による。ただし、CD-Rは1枚とする。

(5) 提出期限

令和3年8月20日（金）午後5時まで

※郵送の場合は8月20日（金）必着とする。

ただし、土曜日曜及び祝日を除く。受付時間は午前9時から午後5時まで

(6) 提出先

下記15による。

1.1 審査方法

- (1) 審査方法は、参加資格要件を満たす者の中から、提出された参加申込書等について書類審査、企画提案書等についてプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、プロポーザル審査委員会が審査し、最優秀者1者と次点者1者を選定する。

(2) 審査項目

ア 書類審査

- ・業務実績
- ・総括責任者の業務実績 など

イ プレゼンテーション及びヒアリング審査

- ・取組姿勢
- ・企画提案書の内容（的確性、独創性）など

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案内容を明瞭化し、適切な審査に付するため、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 予定日時

令和3年8月25日（水）（予定）

イ 実施場所

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院 血液浄化センター2階研修室1

ウ 時間設定

1者当たりプレゼンテーション15分以内、質疑10分以内合計25分以内とする。

※ 実施日、実施場所、各社の開始時間は、改めて対象者に通知する。

エ 実施方法

- ・提出した企画提案書提出書類（上記10（3））を用いてプレゼンテーション及び質疑を行う。
- ・提案者の出席人数は3人以内とする。
- ・提出書類と同一の内容を映写してプレゼンテーションを実施する場合、電源、プロジェクター及びスクリーンは審査委員会が用意し、パソコン等は提案者が用意すること。
- ・プロジェクターの機種の様については事前に確認すること。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とする。

1.2 審査結果

(1) プレゼンテーション及びヒアリング審査

プレゼンテーション及びヒアリング審査を受けたもの全員に対し、プロポ

一ザル審査結果通知書（様式第11号）により通知するとともに、通知書発送後当院ホームページに掲載し、公表する。

1.3 契約の締結

最優秀者に対し、優先契約交渉権が与えられ、一部事務組合下北医療センター（以下「当組合」という。）は、本業務の契約締結交渉を行う。なお、契約に当たっての条件は、以下のとおりとする。

- (1) 審査結果通知後、受注候補者と随意契約締結の手続を開始する。
- (2) 審査結果通知日から30日以内に契約締結に至らなかったときは、受注候補との契約手続は不調とし、改めて次点者との契約手続を開始する。

1.4 その他

(1) 提出書類の取扱いについて

- ア 提出されたすべての書類は返却しない
- イ 提出後の差替え及び加除修正は認めない
- ウ 企画提案書の提出は1者につき1案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする
- エ 企画提案書の内容は、専門知識を持たない者でも理解できるように、わかりやすい内容にすること
- オ 発注者が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある

(2) 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 説明会、プレゼンテーション又はヒアリングを実施した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 参考見積書の金額が、あらかじめ示された予算の上限額を超過した場合

(3) 参加辞退について

参加表明後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 必要経費について

提出書類の作成及び提出やプレゼンテーション参加に係る費用など必要な経費は、全て提出事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て提出事業者が負担すること。

(5) 情報公開及び提供について

提出された企画提案書については、情報公開の請求があった場合、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れすること。

なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼすおそれのある情報については、決定後の開示とする。

(6) 言語及び通貨単位について

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。

(7) 守秘義務

本プロポーザル実施に当たり、「基本構想・基本計画」を資料として提供するが、この資料は、本プロポーザル参加における「企画提案書」作成のための資料のみ使用・活用することとし、それ以外の目的に使用・活用することはできない。

(8) 審査結果について

審査の結果、選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して、7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

1.5 問い合わせ先

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院事務局 病院施設整備室

〒035-8601

青森県むつ市小川町一丁目2番8号

電話 0175-22-2111 (内線3010)

FAX 0175-22-4439

電子メール soumu@hospital-mutsu.or.jp